■新旧対照表

様式2

新	旧
（表紙） 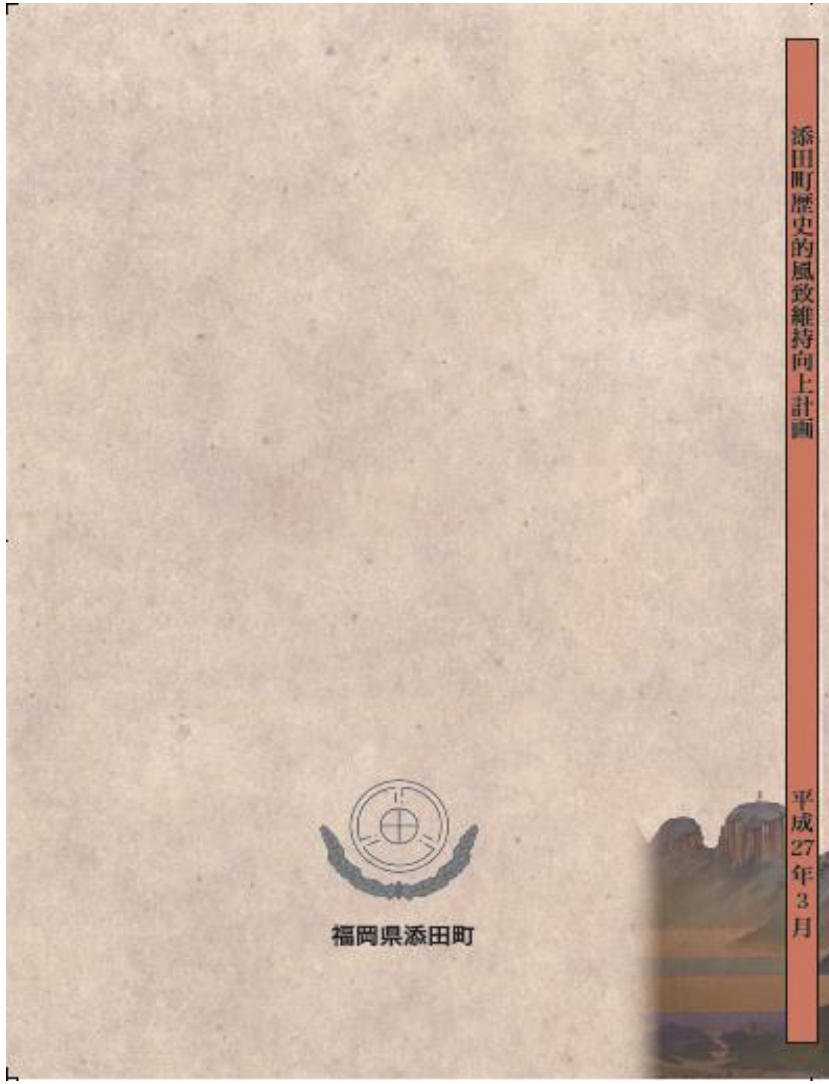 	（表紙） 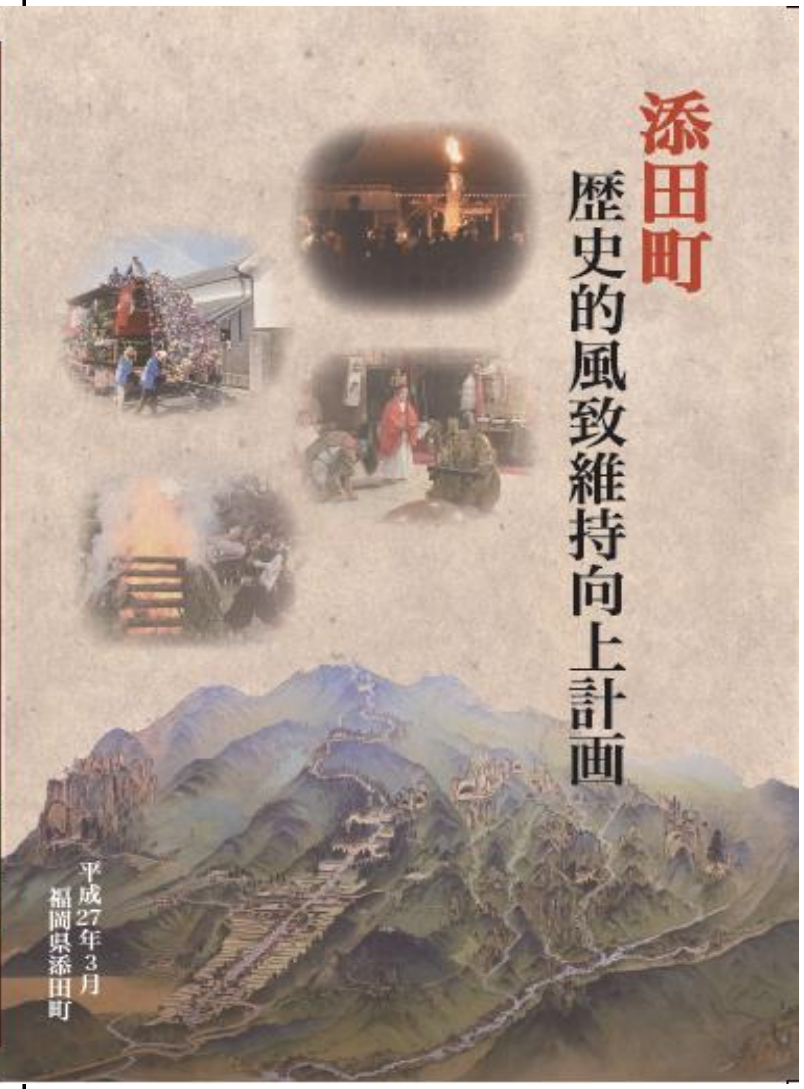

■新旧対照表

新

（P4）

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会及び添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会　委員一覧

氏名	所属	分野	策定委員会	法定協議会
森山　沾一	福岡県立大学 名誉教授 田川まるごと博物館 館長 （広）田川広域観光協会 田川市石炭・歴史博物館　館長	公共社会学	○ （委員長）	○ （会長）
段上　達雄	別府大学 教授 文化庁　文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	民俗学	○ （副委員長）	○
長野　覺	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員 日本山岳修験学会　顧問	歴史地理学	○	○
平嶋　道行	npo 法人　福岡文化財[illegible]正会員 一級建築士	建築学	○	○
城戸　康利	太宰府市 教育委員会 文化財課 課長	行政機関 （先進市）	○	○
福岡県 教育庁 教育総務部 文化財保護課 課長		行政機関	○	○
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長		行政機関	○	○
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市整備課 課長		行政機関	○	○
副町長		添田町	－	○
教育長		添田町	－	○
英彦山行政区代表者		地元代表	－	○ （副会長）
町二行政区代表者		地元代表	－	○
町三行政区代表者		地元代表	－	○

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議　委員一覧

参加者職名	備考
副町長	委員長
教育長	
教育委員会	
まちづくり課	
財政課	
地域産業推進課	
総務課	
建設課	
住環境整備課	
まちづくり課　文化財係	事務局

4 序章

旧

（P4）

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定委員会及び添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会　委員一覧

氏名	所属	分野	策定委員会	法定協議会
森山　沾一	福岡県立大学 顧問 田川まるごと博物館 館長	公共社会学	○ （委員長）	○ （会長）
段上　達雄	別府大学 教授（学長補佐） 文化庁　文化審議会専門委員 福岡県文化財保護審議会専門委員	民俗学	○ （副委員長）	○ （副会長）
長野　覺	元駒澤大学 教授 英彦山調査指導委員	歴史地理学	○	○
河上　信行	一級建築士 福岡県文化財保護審議会専門委員 英彦山調査指導委員	建築学	○	○
城戸　康利	太宰府市 教育委員会 文化財課 副課長	行政機関 （先進市）	○	○
福岡県 教育庁 文化財保護課 課長		行政機関	○	○
福岡県 建築都市部 都市計画課 課長		行政機関	○	○
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 課長		行政機関	○	○
副町長		添田町	－	○
教育長		添田町	－	○
英彦山行政区代表者		地元代表	－	○
英彦山神宮宮司		地元代表	－	○
町二行政区代表者		地元代表	－	○
町三行政区代表者		地元代表	－	○

表　添田町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議　委員一覧

参加者職名	備考
副町長	委員長
教育長	
教育委員会	
まちづくり課	
財政課	
地域産業推進課	
総務課	
建設課	
住環境整備課	
まちづくり課　文化財係	事務局

4 序章

■新旧対照表

新

(P19)

3．歴史的環境

（1）原始

ア　縄文時代

本町の南には筑後川、山国川、遠賀川、今川など北部九州の大型河川の源流をなす天水分の山「英彦山」が位置し、豊かな自然に育まれて縄文時代から人々の営みがあった。

英彦山山麓の津野地区、桝田地区の扇状地に多くの縄文遺跡が検出され、下井遺跡では筑豊域最古である縄文時代早期のイノシシ捕獲の落とし穴遺構が発見されている。

縄文時代後期には住居を作って定住するようになり、後遺跡、桝田遺跡などで住居跡が発見されている。その中でも、後遺跡の土壙墓から出土したヒスイ製大珠は、遠く 1000 km も離れた新潟県糸魚川からもたらされたもので、当時の人々の交易の広さを示すものである。

後遺跡の土壙墓

後遺跡のヒスイ製大珠

イ　弥生時代

弥生時代の歴史を物語る遺跡として、庄地区丘陵部に初源的青銅器生産遺跡である庄原遺跡（県指定史跡）が存在する。庄原遺跡からは、金属溶解炉跡や周溝状工房跡などの工房遺構とともに[redacted]（国内最古級）が出土している。[redacted]は古代中国の楚（B.C.230 頃）の領域で多く発見されており、朝鮮半島で 12 例、日本では、有明海沿岸を中心に 10 例しか見つかっていない。その鋳型が見つかったことは、この庄原遺跡が早くから大陸と文化、技術交流をもっていた遺跡の１つということができ、弥生時代の社会を知る重要な遺跡として注目される。また、多くの砥石や輸入鉄器とともに平成７（1995）年には国内最古の金属溶解炉も発見され、大規模な生産遺跡であることも判明した。当時の人々が大陸と文化的・技術的に交流していたことを示している。金属器使用の日本での始まりを考える上で重要な遺跡である。

庄原遺跡金属溶解炉跡

庄原遺跡の[redacted]

ウ　古墳時代

町内にはこれまで９基の古墳と 20 基の横穴墓が発見されており、岩瀬古墳群や野田古墳の３基の古墳、土器横穴群が現存する。この古墳群は、遠賀川南限に位置している。このような内陸最深部まで古

岩瀬２号古墳

旧

(P19)

3．歴史的環境

（1）原始

ア　縄文時代

本町の南には筑後川、山国川、遠賀川、今川など北部九州の大型河川の源流をなす天水分の山「英彦山」が位置し、豊かな自然に育まれて縄文時代から人々の営みがあった。

英彦山山麓の津野地区、桝田地区の扇状地に多くの縄文遺跡が検出され、下井遺跡では筑豊域最古である縄文時代早期のイノシシ捕獲の落とし穴遺構が発見されている。

縄文時代後期には住居を作って定住するようになり、後遺跡、桝田遺跡などで住居跡が発見されている。その中でも、後遺跡の土壙墓から出土したヒスイ製大珠は、遠く 1000 km も離れた新潟県糸魚川からもたらされたもので、当時の人々の交易の広さを示すものである。

後遺跡の土壙墓

後遺跡のヒスイ製大珠

イ　弥生時代

弥生時代の歴史を物語る遺跡として、庄地区丘陵部に初源的青銅器生産遺跡である庄原遺跡（県指定史跡）が存在する。庄原遺跡からは、金属溶解炉跡や周溝状工房跡などの工房遺構とともに[redacted]（国内最古級）が出土している。[redacted]は古代中国の楚（B.C.230 頃）の領域で多く発見されており、朝鮮半島で 12 例、日本では、有明海沿岸を中心に 10 例しか見つかっていない。その鋳型が見つかったことは、この庄原遺跡が早くから大陸と文化、技術交流をもっていた遺跡の１つということができ、弥生時代の社会を知る重要な遺跡として注目される。また、多くの砥石や輸入鉄器とともに平成７（1995）年には国内最古の金属溶解炉も発見され、大規模な生産遺跡であることも判明した。当時の人々が大陸と文化的・技術的に交流していたことを示している。金属器使用の日本での始まりを考える上で重要な遺跡である。

庄原遺跡金属溶解炉跡

庄原遺跡の[redacted]

ウ　古墳時代

町内にはこれまで９基の古墳と 20 基の横穴墓が発見されており、岩瀬古墳群や野田古墳の３基の古墳、土器横穴群が現存する。この古墳群は、遠賀川南限に位置している。このような内陸最深部まで古

岩瀬２号古墳

■新旧対照表

新	旧
（P20） 墳文化が及んでいたことは大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術を導入することにより稲作が普及し、いままでの小地域集団の統合が進むことで、小国家の体制が整えられてきたことを示している。 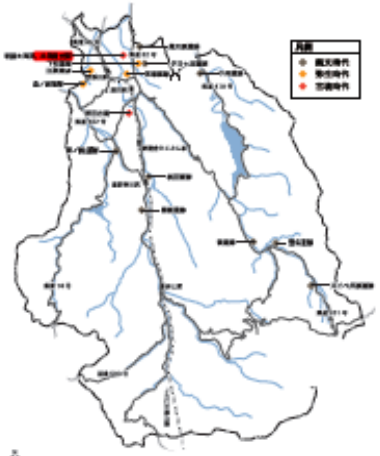 図　主要遺跡の分布 （2）古代 ア　彦山の開山 彦山の開山は、仏教が日本に伝来した初期のころで、中国の僧侶が英彦山に豊山寺を開いたと伝えられている。『彦山縁起』等によれば、継体天皇25（531）年に北魏の僧、善正による開山説が見られるが、８世紀の初め頃になると、役小角の入峯説や、その門流寿元の開山（734）、また豊前宇佐出身の僧である法蓮上人の修験開祖説（822）など様々な説がある。 彦山の名称の由来は、御祭神である天忍穂耳命にある。天忍穂耳命は、八百万の神の最高位、日の神である天照大神の御子であることから「日子山」と呼ばれていたと伝わり、その後の弘仁10（819）年、嵯峨天皇が、彦山中興の祖宇佐弥勒寺の別当である法蓮上人に「日子」の２文字を「彦」に改めるよう詔勅を下したことで、「彦山」となったと伝わる。 聖域である彦山内は、三つの鳥居を結界とした天台教学の四土結界思想に基づき領域区分がなされており、その聖域の中心的な位置づけにある実報荘厳土には、弥勒菩薩の都卒修行四十九院を置き、山伏は「即身仏」たる厳しい修行をした。平安時代、末法思想の流布とともに山頂に多くの経塚が営まれ、彦山への信仰が広まっていたことが分かる。 図　彦山開山縁起絵 20 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景	（P20） 墳文化が及んでいたことは大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術を導入することにより稲作が普及し、いままでの小地域集団の統合が進むことで、小国家の体制が整えられてきたことを示している。 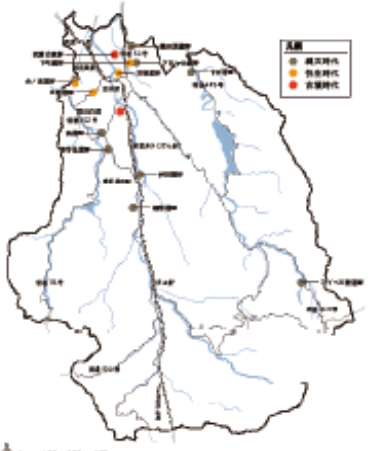 図　主要遺跡の分布 （2）古代 ア　彦山の開山 彦山の開山は、仏教が日本に伝来した初期のころで、中国の僧侶が英彦山に豊山寺を開いたと伝えられている。『彦山縁起』等によれば、継体天皇25（531）年に北魏の僧、善正による開山説が見られるが、８世紀の初め頃になると、役小角の入峯説や、その門流寿元の開山（734）、また豊前宇佐出身の僧である法蓮上人の修験開祖説（822）など様々な説がある。 彦山の名称の由来は、御祭神である天忍穂耳命にある。天忍穂耳命は、八百万の神の最高位、日の神である天照大神の御子であることから「日子山」と呼ばれていたと伝わり、その後の弘仁10（819）年、嵯峨天皇が、彦山中興の祖宇佐弥勒寺の別当である法蓮上人に「日子」の２文字を「彦」に改めるよう詔勅を下したことで、「彦山」となったと伝わる。 聖域である彦山内は、三つの鳥居を結界とした天台教学の四土結界思想に基づき領域区分がなされており、その聖域の中心的な位置づけにある実報荘厳土には、弥勒菩薩の都卒修行四十九院を置き、山伏は「即身仏」たる厳しい修行をした。平安時代、末法思想の流布とともに山頂に多くの経塚が営まれ、彦山への信仰が広まっていたことが分かる。 図　彦山開山縁起絵 20 第１章　添田町の歴史的風致形成の背景

■新旧対照表

新

(P32)

4．文化財の分布及び特徴

（1）指定文化財の分布状況

本町は、美術工芸品も含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると**62件**の指定文化財が存在する。多くの指定文化財は、修験道に関する文化財であり、英彦山神宮銅鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山周辺に分布している。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布している。これらの文化財は、修験道が興隆した中世から神仏分離により修験道の終焉を迎える近世までを物語る文化財である。

■国指定文化財

国指定文化財は**13件**ある。その内訳は、工芸品２件、書跡・典籍１件、考古資料１件、建造物４件、**無形民俗文化財１件、史跡１件**、名勝１件、天然記念物２件となっている。

■県指定文化財

県指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻１件、工芸品１件、建造物１件、有形民俗文化財４件、史跡１件、名勝１件、天然記念物４件となっている。

■町指定文化財

町指定文化財は６件ある。その内訳は、彫刻１件、建造物１件、無形民俗文化財１件、史跡１件、天然記念物２件となっている。

表　指定文化財件数

種別		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	－	－	－	－	－
	彫刻	－	1	1	－	2
	工芸品	2	1	－	－	3
	書跡・典籍	1	－	－	－	1
	古文書	－	－	－	－	－
	考古資料	1	－	－	－	1
	歴史資料	－	－	－	－	－
	建造物	4	1	1	－	6
無形文化財			－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	4	－	－	4
	無形民俗文化財	**1**	－	1	－	**2**
記念物	史跡	**1**	1	1	－	**3**
	名勝	1	1	－	－	2
	天然記念物	2	4	2	－	8
文化的景観		－	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	－	－	－	－
合計		**13**	13	6	－	**32**

平成29(2017)年4月15日現在

旧

(P32)

4．文化財の分布及び特徴

（1）指定文化財の分布状況

本町は、美術工芸品も含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると**30件**の指定文化財が存在する。多くの指定文化財は、修験道に関する文化財であり、英彦山神宮銅鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山周辺に分布している。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布している。これらの文化財は、修験道が興隆した中世から神仏分離により修験道の終焉を迎える近世までを物語る文化財である。

■国指定文化財

国指定文化財は**11件**ある。その内訳は、工芸品２件、書跡・典籍１件、考古資料１件、建造物４件、名勝１件、天然記念物２件となっている。

■県指定文化財

県指定文化財は13件ある。その内訳は、彫刻１件、工芸品１件、建造物１件、有形民俗文化財４件、史跡１件、名勝１件、天然記念物４件となっている。

■町指定文化財

町指定文化財は６件ある。その内訳は、彫刻１件、建造物１件、無形民俗文化財１件、史跡１件、天然記念物２件となっている。

表　指定文化財件数

種別		国指定	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	絵画	－	－	－	－	－
	彫刻	－	1	1	－	2
	工芸品	2	1	－	－	3
	書跡・典籍	1	－	－	－	1
	古文書	－	－	－	－	－
	考古資料	1	－	－	－	1
	歴史資料	－	－	－	－	－
	建造物	4	1	1	－	7
無形文化財		－	－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	4	－	－	4
	無形民俗文化財	**－**	－	1	－	**1**
記念物	史跡	**－**	1	1	－	**2**
	名勝	1	1	－	－	2
	天然記念物	2	4	2	－	8
文化的景観		－	－	－	－	－
伝統的建造物群		－	－	－	－	－
合計		**11**	13	6	－	**30**

平成26(2014)年3月31日現在

■新旧対照表

新

（P33）

ア　国指定文化財

国指定文化財は[illegible]あり、その内訳は、工芸品２件、書跡・典籍１件、考古資料１件、建造物４件、[illegible]名勝１件、天然記念物２件であり、その多くは英彦山にまつわる文化財である。

彦山三所権現御正体

修験板笈

工芸品は、数少ない彦山権現の信仰資料として貴重である「彦山三所権現御正体」と、修験者が使用していた板笈で、室町時代の元亀３（1572）年に製作されたとされる「修験板笈」がある。

考古資料は、末法思想による仏法滅審をおそれ、弥勒再生にそなえるために埋められ、英彦山南岳山頂で発見された「福岡県英彦山経塚出土品」がある。

書跡・典籍は、護国三部経の一つで、他に類例がなく、貴重な遺品である「仁王般若経（上下）（色紙金銀箔散）」がある。

建造物は、英彦山に「英彦山神社奉幣殿」と「英彦山神社銅鳥居」があり、添田に「中島家住宅」、津野に「旧数山家住宅」がある。

「英彦山神社奉幣殿」は、小倉藩主細川忠興によって元和２（1616）年に建立されたもので、英彦山神宮最大の木造建造物である。元々は、英彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により奉幣殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されている。明治10(1877)年に屋根替を行った後、明治40(1907)年に国宝指定、昭和５(1930)年に台風罹災を受けて昭和７～９年（1932～34）に解体修理を行った。文化財保護法制定後の昭和29(1954)年に棟札14枚とともに重要文化財に追録されている。

表　国指定文化財一覧

種別		指定年月日	名称	所在	備考
有形文化財	工芸品	昭和34年6月27日	修験板笈	英彦山	室町元亀３（1572）年奉納品
		平成5年6月10日	彦山三所権現御正体	英彦山	径45cm 銘文「彦山下宮御正体勧進大千房」大友能直寄進
	書跡・典籍	平成2年6月29日	仁王般若経（上下）（色紙金銀箔散）	英彦山	上下２巻、仁王経（色紙経）
	考古資料	昭和63年6月6日	福岡県英彦山経塚出土品	英彦山	永久元年銘経筒１口、銅経筒５口分（南岳出土）、銅経筒２口、銅如来立像
	建造物	明治40年5月27日	英彦山神社奉幣殿	英彦山	元和２（1616）年細川忠興再建、附棟札14枚
		昭和14年10月28日	英彦山神社銅鳥居	英彦山	寛永14（1637）年鍋島勝茂建立
		昭和52年1月28日	中島家住宅	添田	江戸（19世紀前）平入町家、瓦葺土蔵造
		昭和53年1月21日	旧数山家住宅	津野	江戸後期、直家農家、寄棟造、茅葺
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
記念物	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	名勝	昭和3年2月7日	旧亀石坊庭園	英彦山	広さ699平方メートル、坊舎の庭
	天然記念物	大正13年12月9日	英彦山の鬼スギ	英彦山	樹高38m、胸高周囲12.4m
		昭和16年8月1日	鷹巣山	英彦山	標高979m、水平地層が露出した卓状（ビュート）の山

旧

（P33）

ア　国指定文化財

国指定文化財は11件あり、その内訳は、工芸品２件、書跡・典籍１件、考古資料１件、建造物４件、名勝１件、天然記念物２件であり、その多くは英彦山にまつわる文化財である。

彦山三所権現御正体

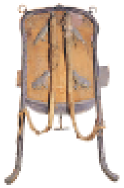

修験板笈

工芸品は、数少ない彦山権現の信仰資料として貴重である「彦山三所権現御正体」と、修験者が使用していた板笈で、室町時代の元亀３（1572）年に製作されたとされる「修験板笈」がある。

考古資料は、末法思想による仏法滅審をおそれ、弥勒再生にそなえるために埋められ、英彦山南岳山頂で発見された「福岡県英彦山経塚出土品」がある。

書跡・典籍は、護国三部経の一つで、他に類例がなく、貴重な遺品である「仁王般若経（上下）（色紙金銀箔散）」がある。

建造物は、英彦山に「英彦山神社奉幣殿」と「英彦山神社銅鳥居」があり、添田に「中島家住宅」、津野に「旧数山家住宅」がある。

「英彦山神社奉幣殿」は、小倉藩主細川忠興によって元和２（1616）年に建立されたもので、英彦山神宮最大の木造建造物である。元々は、英彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により奉幣殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されている。明治10(1877)年に屋根替を行った後、明治40(1907)年に国宝指定、昭和５(1930)年に台風罹災を受けて昭和７～９年（1932～34）に解体修理を行った。文化財保護法制定後の昭和29(1954)年に棟札14枚とともに重要文化財に追録されている。

英彦山神社銅鳥居

「英彦山神社銅鳥居」は、佐賀藩主鍋島勝茂が寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の鋳物師によって造られた鋳銅製の鳥居である。柱間約６m、地面下より貫下まで約4.5mで、参道門前を領域とする英彦山神宮大門入口に位置している。

表　国指定文化財一覧

種別		指定年月日	名称	所在	備考
有形文化財	工芸品	昭和34年6月27日	修験板笈	英彦山	室町元亀３（1572）年奉納品
		平成5年6月10日	彦山三所権現御正体	英彦山	径45cm 銘文「彦山下宮御正体勧進大千房」大友能直寄進
	書跡・典籍	平成2年6月29日	仁王般若経（上下）（色紙金銀箔散）	英彦山	上下２巻、仁王経（色紙経）
	考古資料	昭和63年6月6日	福岡県英彦山経塚出土品	英彦山	永久元年銘経筒１口、銅経筒５口分（南岳出土）、銅経筒２口、銅如来立像
	建造物	明治40年5月27日	英彦山神社奉幣殿	英彦山	元和２（1616）年細川忠興再建、附棟札14枚
		昭和14年10月28日	英彦山神社銅鳥居	英彦山	寛永14（1637）年鍋島勝茂建立
		昭和52年1月28日	中島家住宅	添田	江戸（19世紀前）平入町家、瓦葺土蔵造
		昭和53年1月21日	旧数山家住宅	津野	江戸後期、直家農家、寄棟造、茅葺
記念物	名勝	昭和3年2月7日	旧亀石坊庭園	英彦山	広さ699平方メートル、坊舎の庭
	天然記念物	大正13年12月9日	英彦山の鬼スギ	英彦山	樹高38m、胸高周囲12.4m
		昭和16年8月1日	鷹巣山	英彦山	標高979m、水平地層が露出した卓状（ビュート）の山

■新旧対照表

新	旧
（P34）	（P34）

「英彦山神社銅鳥居」は、佐賀藩主鍋島勝茂が寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の鋳物師によって造られた鋳銅製の鳥居である。柱間約6m、地面下より貫下まで約4.5mで、参道門前を領域とする英彦山神宮大門入口に位置している。

英彦山神社銅鳥居

「旧数山家住宅」は、天保13（1842）年に建築された茅葺の寄棟造の建造物で、よく原型を保っているばかりでなく、県下の直屋の好例として貴重な住宅である。

「中島家住宅」は、江戸時代（19世紀前半）に建築された種紙製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の住居とそれらの製造にまつわる蔵で構成され、昔から人通りの多かった添田本町に位置する。県下の町家が入母屋造・妻入が多く見られるなか、切妻造・平入となって間口が広く、商家であるのに農家に近い平面をもつ建築物であり、良質で保存状態がよい住宅である。

旧数山家住宅

名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。

天然記念物は、樹齢1,200年、樹高38mで森の巨人たち100選にも選ばれた「英彦山の鬼スギ」が英彦山にある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす典型的なビュート地形の「鷹巣山」がある。

旧亀石坊庭園

鷹巣山（一ノ鷹巣岳）

「旧数山家住宅」は、天保13（1842）年に建築された茅葺の寄棟造の建造物で、よく原型を保っているばかりでなく、県下の直屋の好例として貴重な住宅である。

「中島家住宅」は、江戸時代（19世紀前半）に建築された種紙製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の住居とそれらの製造にまつわる蔵で構成され、昔から人通りの多かった添田本町に位置する。県下の町家が入母屋造・妻入が多く見られるなか、切妻造・平入となって間口が広く、商家であるのに農家に近い平面をもつ建築物であり、良質で保存状態がよい住宅である。

旧数山家住宅

名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝わる。

天然記念物は、樹齢1,200年、樹高38mで森の巨人たち100選にも選ばれた「英彦山の鬼スギ」が英彦山にある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす典型的なビュート地形の「鷹巣山」がある。

旧亀石坊庭園

鷹巣山（一ノ鷹巣岳）

■新旧対照表

新

(P133)

（4）歴史的風致の認識を高めるための取組みの推進

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、情報発信のための媒体を作成するとともに、歴史的建造物や交通結節点等での情報発信、歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体との連携による情報発信を行うことで、町内外の人々の歴史的風致の認識を向上させる。

歴史的風致の認識を高めるためには、歴史的風致の情報を発信するための説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行うとともに、効果的に情報を発信するため、飯田駅や修験道会館等の人が集まる場所において情報発信を行う。

誘導サイン等の公共サインは、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、その厳かな雰囲気の増幅と、周遊路としての一体感を生み出すため、関連機関とともに、今後のデザイン方針について協議を進める。

英彦山門前町においては、観光や地域住民と来訪者等の交流を促すため、来訪者のニーズに応じた現有公共施設の利活用や各施設の周遊性の向上等の総合的な検討を踏まえ、これに応じた施設整備を行う。

また、歴史的風致の認識を町内外の方を問わず積極的に高めるため、[redacted]等の各種団体と協働により公開イベントの開催等を行う。

表　歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の一覧

名称	主な活動エリア
飯田町郷土史会	町全体
郷山友の会	町全体
飯田町アカザを守る会	町全体
林業クラブ	町全体
飯田いきいき活動推進実行委員会	町全体
NPO法人「アートもん」	町全体
[redacted]	町全体
上郷合一区村おこし実行委員会	郷合
上郷合須佐神社神楽保存会	郷合
下郷合獅子楽保存会	郷合
庄上を愛する会	庄
上飯田財団区賽楽保存会	飯田
飯田東を美しくする会	飯田
飯田町 de キャンドルナイト実行委員会	飯田
[redacted]	[redacted]
上中元寺青壮年クラブ	中元寺
中元寺っ子まつり実行委員会	中元寺
治木ダムを美しくする会	津野
上津野村づくり推進協議会	津野
津野神楽保存会	津野
野田獅子楽保存会	野田
英彦山こてんぐ塾	英彦山
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山
彦山踊り保存会	英彦山
[redacted]	[redacted]

旧

(P133)

（4）歴史的風致の認識を高めるための取組みの推進

歴史的風致の認識を高めるための取組みは、情報発信のための媒体を作成するとともに、歴史的建造物や交通結節点等での情報発信、歴史文化遺産の保存・活用に係るまちづくり団体との連携による情報発信を行うことで、町内外の人々の歴史的風致の認識を向上させる。

歴史的風致の認識を高めるためには、歴史的風致の情報を発信するための説明板や誘導サイン等の設置、観光マップ等の作成を行うとともに、効果的に情報を発信するため、飯田駅や修験道会館等の人が集まる場所において情報発信を行う。

誘導サイン等の公共サインは、歴史的風致を醸し出す景観に配慮しつつ、その厳かな雰囲気の増幅と、周遊路としての一体感を生み出すため、関連機関とともに、今後のデザイン方針について協議を進める。

また、歴史的風致の認識を町内外の方を問わず積極的に高めるため、観光ガイドボランティア等の各種団体と協働により公開イベントの開催等を行う。

表　歴史文化遺産の保存・活用に係る文化財保護・まちづくり団体の一覧

名称	主な活動エリア
郷土史会	町全体
郷山友の会	町全体
飯田町アカザを守る会	町全体
飯田町観光ガイドボランティア	町全体
林業クラブ	町全体
飯田いきいき活動推進実行委員会	町全体
NPO法人「アートもん」	町全体
上郷合一区村おこし実行委員会	郷合
上郷合須佐神社神楽保存会	郷合
下郷合獅子楽保存会	郷合
庄上を愛する会	庄
上飯田財団区賽楽保存会	飯田
飯田東を美しくする会	飯田
飯田町 de キャンドルナイト実行委員会	飯田
上中元寺青壮年クラブ	中元寺
中元寺っ子まつり実行委員会	中元寺
治木ダムを美しくする会	津野
上津野村づくり推進協議会	津野
津野神楽保存会	津野
野田獅子楽保存会	野田
英彦山こてんぐ塾	英彦山
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山
彦山踊り保存会	英彦山

■新旧対照表

新

(P151)

第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

１．全町に関する方針

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、国指定文化財が[redacted]、県指定文化財が13件、町指定文化財が６件の合計[redacted]の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も町内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各地に眠る数多くの未指定の歴史・文化遺産を掘り起こし、活用することを趣旨とする「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を展開している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財毎に保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策等を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、彦山踊り以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

【未指定文化財】

英彦山には、修験道等の修験道に関する遺跡などが数多く点在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も地域の人々が生活する宿坊がある他、石段や石垣、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。

これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を担保するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の宿坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

旧

(P151)

第５章　文化財の保存及び活用に関する事項

１．全町に関する方針

（１）文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本町は、国指定文化財が[redacted]、県指定文化財が13件、町指定文化財が６件の合計[redacted]の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきており、引き続き保護の為の措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も町内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財の保存・活用を図ることが重要である。

本町では、このような町内各地に眠る数多くの未指定の歴史・文化遺産を掘り起こし、活用することを趣旨とする「添田町歴史文化遺産活用まちづくり基本構想」を策定しており、この基本構想に基づき施策を展開している。

このような状況を踏まえ、今後も地域に存在する指定・未指定の文化財の実態を把握する取組みを進めるとともに、本計画における保存・活用の方策を講じる他、文化財として新たに指定すること等により、文化財の保護を図る。

本町の維持向上すべき歴史的風致の核となる以下の文化財については、項目毎に今後の方針を定める。

【有形文化財（建造物）】

有形文化財のうち歴史的風致の核となる建造物は、指定・未指定の文化財が多くあり、そのうち指定文化財の建造物は、保存活用計画が策定されておらず、計画的な保存管理がなされていない。

有形文化財の保護にあたっては、文化財の指定後の適切な保存管理や活用が図られるよう、文化財毎に保存活用計画の策定を進め、保存活用計画に基づき修理・整備、防災対策等を行う。

【無形文化財・無形民俗文化財】

無形文化財・無形民俗文化財のうち歴史的風致の核となる文化財は、彦山踊り以外は未指定の文化財であり、それらの大部分の実態等は把握されていない。

無形文化財・無形民俗文化財の保護にあたっては、伝統芸能や伝統工芸等の活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

【未指定文化財】

英彦山には、修験道等の修験道に関する遺跡などが数多く点在するとともに、英彦山神宮参道には、現在も地域の人々が生活する宿坊がある他、石段や石垣、石塔等の工作物が残されているが、経年劣化による損傷が進行している。

これらを後世に継承するため、本計画年度内に、文化財保護法に基づく史跡の指定に向けた調査・保護措置の検討を推進する。保護措置の検討においては、山内の遺跡は史跡指定の検討を推進し、調査を行い保護を担保するとともに、地域の人々の暮らしとのバランスを図りながら、参道周辺の宿坊等は伝統的建造物群保存地区の指定を想定し、保存対策調査の実施を検討する。

■新旧対照表

新	旧
(P153) 本町は、町域の約８割が森林であり、その一部は耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、文化財周辺の雄大な自然は、引き続き森林法・自然公園法に基づいてその保全に努める。 文化財周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却をするとともに、景観法を活用した景観誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。 **（５）文化財の防災に関する方針** 文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財毎に防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。 滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取組み、文化財防火デーには、町消防団と連携して文化財施設での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害毎に必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。 また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。 不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。 **（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針** 本町の文化財は、これまで活用が効果的に行われていなかった状況もあり、本町内外の人々の文化財に対する認識が低下していることから、より多くの人々に文化財の存在を知ってもらい、理解してもらう機会を提供する、普及・啓発の取組みが重要である。 町内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、日田町観光ガイドの会等によるガイド活動やイベントの開催等により、広く普及・啓発を図る。普及・啓発にあたっては、様々な文化財を周遊して文化財の面白さを体感してもらうため、個々の文化財を結びつけるストーリーとして歴史的風致を活かすなど、文化財を巡る散策路として一体感のあるパンフレット・マップ作成を推進する。 町民への主な普及・啓発は、広報紙やイベントの開催等により日頃からの認識向上とともに、神幸祭や神楽等の地域に根差した無形民俗文化財の将来の担い手である子どもに対し、これら無形民俗文化財への愛着を育むための取組みを推進する。 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項 153	(P153) 本町は、町域の約８割が森林であり、その一部は耶馬日田英彦山国定公園に指定されていることから、文化財周辺の雄大な自然は、引き続き森林法・自然公園法に基づいてその保全に努める。 文化財周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却をするとともに、景観法を活用した景観誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。また、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。 **（５）文化財の防災に関する方針** 文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財毎に防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。 滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取組む。予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取組み、文化財防火デーには、町消防団と連携して文化財施設での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害毎に必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。 また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方に基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。 不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。 **（６）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針** 本町の文化財は、これまで活用が効果的に行われていなかった状況もあり、本町内外の人々の文化財に対する認識が低下していることから、より多くの人々に文化財の存在を知ってもらい、理解してもらう機会を提供する、普及・啓発の取組みが重要である。 町内外の人々を対象として実施する普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、日田町観光ガイドボランティア等によるガイド活動やイベントの開催等により、広く普及・啓発を図る。普及・啓発にあたっては、様々な文化財を周遊して文化財の面白さを体感してもらうため、個々の文化財を結びつけるストーリーとして歴史的風致を活かすなど、文化財を巡る散策路として一体感のあるパンフレット・マップ作成を推進する。 町民への主な普及・啓発は、広報紙やイベントの開催等により日頃からの認識向上とともに、神幸祭や神楽等の地域に根差した無形民俗文化財の将来の担い手である子どもに対し、これら無形民俗文化財への愛着を育むための取組みを推進する。 第５章　文化財の保存及び活用に関する事項 153

■新旧対照表

新

(P154)

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、[redacted]存在し、そのうち６ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

（８）文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財係が担当している。職員は、文化財保護技師として職員２名、事務職として職員２名で携わっている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第２号）に基づき、平成25年４月より教育委員会にあった文化財係を企画財政課へ移行、平成26年４月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財部局とまちづくり部局が一体となった体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、５人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り指定していくこととする。

表　添田町文化財専門委員　委員一覧

氏名	所属	専門分野
梶谷　敬明	添田町郷土史会員	郷土史
桃坂　豊	文化財保護指導委員	地理・歴史
[redacted]	[redacted]	[redacted]

旧

(P154)

（７）埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、[redacted]存在し、そのうち６ヶ所については詳細な調査が完了している。これらは地域や我が国にとって重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図る。

（８）文化財の保存・活用に係る添田町教育委員会の体制に関する方針

本町では、文化財に関わる業務はまちづくり課の文化財係が担当している。職員は、文化財保護技師として職員２名、事務職として職員２名で携わっている。歴史的風致の維持向上を図るため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年添田町教育委員会規則第２号）に基づき、平成25年４月より教育委員会にあった文化財係を企画財政課へ移行、平成26年４月には企画財政課からまちづくり課へと移行し、文化財の保存・活用だけでなく、それらを活用したまちづくりや歴史的風致の維持向上の取組みを推進していくために、文化財部局とまちづくり部局が一体となった体制の見直しを行った。これにより文化財の保存・活用、歴史的風致の維持向上の取組みを推進していく。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、添田町文化財保護条例に基づき、添田町文化財専門委員会が設置されている。添田町文化財専門委員会は、５人以内の委員で組織するとされており、その委員は現在、学識経験者で構成されている。歴史的風致を維持向上する上で、未指定文化財を町指定文化財にする際は、添田町文化財専門委員会に諮り指定していくこととする。

表　添田町文化財専門委員　委員一覧

氏名	所属	専門分野
梶谷　敬明	添田町郷土史会員	郷土史
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
[redacted]	[redacted]	[redacted]
桃坂　豊	文化財保護指導委員	地理・歴史

■新旧対照表

新

(P155)

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す[redacted]あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表　添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
添田町郷土史会	町全体	添田町の歴史・文化の調査・情報発信、郷土史誌そえだの刊行
上落合須佐神社獅子楽保存会	落合	上落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
下落合獅子楽保存会	落合	下落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
[redacted]	[redacted]	[redacted]
彦野神楽保存会	彦野	彦野集落の神楽の継承、毎年５月上旬に奉納
野田獅子楽保存会	野田	野田集落の獅子楽の継承、毎年５月中旬に奉納
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山	英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年４月中旬の土日に奉納
彦山踊り保存会	英彦山	彦山踊りの継承
[redacted]	[redacted]	[redacted]

旧

(P155)

（9）文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO など各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本町の文化財を保存・活用していくためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本町において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下表に示す[redacted]あり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在する。これらの活動団体と連携して保存・活用を図るため、これらの活動団体に対する担い手育成のための支援や、必要な助言・指導等を継続的に行っていく。

表　添田町の文化財の保存・活用に関わる団体の一覧

名称	主な活動エリア	活動概要
添田郷土史会	町全体	添田町の歴史・文化の調査・情報発信、郷土史誌そえだの刊行
上落合須佐神社獅子楽保存会	落合	上落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
下落合獅子楽保存会	落合	下落合集落の獅子楽の継承、毎年５月上旬に奉納
彦野神楽保存会	彦野	彦野集落の神楽の継承、毎年５月上旬に奉納
野田獅子楽保存会	野田	野田集落の獅子楽の継承、毎年５月中旬に奉納
英彦山神輿を担ぐ会	英彦山	英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年４月中旬の土日に奉納
彦山踊り保存会	英彦山	彦山踊りの継承

■新旧対照表

新

(P156)

2．重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が[7件]、県指定文化財が7件、町指定文化財が4件の合計[18件]の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきた。

有形文化財について、重要文化財の中島家住宅は、保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、英彦山神宮参道に立地する宿坊や添田本町に立地する伝統家屋等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、町指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【中島家住宅保存活用計画策定事業】（平成 26 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、文化財調査を実施の上、文化財の公開活用に向けた保存活用計画を策定する。

【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
歴史的風致に関わる神幸祭などの民俗祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【歴史的古文書保存活用事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

（2）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、重要文化財である中島家住宅、町指定文化財である中村家住宅の他、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による外壁等のき損が進行しており、滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用に対して支援する。

【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成 29 年度～平成[35 年度]）
英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、経年劣化による損傷が進行していることから、保存整備を実施する。

旧

(P156)

2．重点区域に関する事項

（1）文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が[6件]、県指定文化財が7件、町指定文化財が4件の合計[17件]の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護の為の措置が講じられてきた。

有形文化財について、重要文化財の中島家住宅は、保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、英彦山神宮参道に立地する宿坊や添田本町に立地する伝統家屋等の有形文化財は損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、町指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。古文書も損傷が進行していることから、後世に継承するための補修を行い、デジタルデータ化を行う。

【中島家住宅保存活用計画策定事業】（平成 26 年度）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、文化財調査を実施の上、文化財の公開活用に向けた保存活用計画を策定する。

【民俗芸能文化財等伝承支援事業】（平成 27 年度～平成 35 年度）
歴史的風致に関わる神幸祭などの民俗祭礼や伝統的な神楽等の芸能活動を行っている団体に対して、その活動の維持や後継者育成のための経費の一部を助成する。

【歴史的古文書保存活用事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
文化財に指定されていない古文書等の文化遺産について、後世に継承するため補修を行うとともに、それを活用するためデジタルデータ化を行う。

（2）文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財は、重要文化財である中島家住宅、町指定文化財である中村家住宅の他、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による外壁等のき損が進行しており、滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の現状変更等の許可制度に適合させ修理を行う。未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用に対して支援する。

【英彦山神宮参道保存整備事業】（平成 29 年度～平成[31 年度]）
英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、経年劣化による損傷が進行していることから、保存整備を実施する。

■新旧対照表

新

(P157)

【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 27 年度～平成[31 年度]）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、策定した保存活用計画に基づき保存や公開活用の為の整備を実施する。

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成[29 年度]～平成[31 年度]）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、保存や公開活用の為の整備を実施する。

【美彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
歴史的風致形成建造物指定方針に基づき、歴史的風致形成建造物と指定された建造物において、個人（団体）が実施する修理・活用等に係る費用の一部を助成する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、英彦山に係る文化財等の保存、情報発信をする英彦山修験道館があるものの、添田本町の神幸祭等の情報発信を行う施設はない。また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況にある。

英彦山門前町においては英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少してきており、減少に歯止めをかけるために、英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきた。しかし、抜本的な対策には至っておらず、また、周遊路として整備されていないため、各施設が孤立しており、若年者に魅力を感じられていないため、結果的に観光客の減少にもつながっている。

そのため、歴史的風致に係る神幸祭等の情報を発信するため、中島家住宅や中村家住宅等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。中島家住宅をはじめとして、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

また、英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備を検討するなど再興を図るための方針を策定する。

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度）
周遊路としての一体感を創出するため、町が新規設置する誘導サイン・案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等に対して、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 26 年度～平成[31 年度]）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、駐車場やトイレ等の便益施設を整備するとともに、地域住民が活用するコミュニティ施設を整備する。

旧

(P157)

【中島家住宅保存修理事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 27 年度～平成[31 年度]）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、策定した保存活用計画に基づき保存や公開活用の為の整備を実施する。

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成[29 年度]～平成[31 年度]）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、保存や公開活用の為の整備を実施する。

【美彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業、添田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業】（平成 28 年度～平成 35 年度）
歴史的風致形成建造物指定方針に基づき、歴史的風致形成建造物と指定された建造物において、個人（団体）が実施する修理・活用等に係る費用の一部を助成する。

（3）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、英彦山に係る文化財等の保存、情報発信をする英彦山修験道館があるものの、添田本町の神幸祭等の情報発信を行う施設はない。また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況にある。

英彦山門前町においては英彦山神宮への参詣者などで賑わっていたが、信仰心の薄れから徐々に参詣者が減少してきており、減少に歯止めをかけるために、英彦山修験道館やスロープカーの整備などの対策を講じてきた。しかし、抜本的な対策には至っておらず、また、周遊路として整備されていないため、各施設が孤立しており、若年者に魅力を感じられていないため、結果的に観光客の減少にもつながっている。

そのため、歴史的風致に係る神幸祭等の情報を発信するため、中島家住宅や中村家住宅等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。中島家住宅をはじめとして、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

また、英彦山門前町の一体的な魅力を発信する周遊路の整備を検討するなど再興を図るための方針を策定する。

【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度）
周遊路としての一体感を創出するため、町が新規設置する誘導サイン・案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等に対して、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。

【中島家住宅保存活用計画策定事業、中島家住宅活用整備事業】（平成 26 年度～平成[31 年度]）
重要文化財である町所有の中島家住宅について、駐車場やトイレ等の便益施設を整備するとともに、地域住民が活用するコミュニティ施設を整備する。

■新旧対照表

新

(P158)

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成[redacted]～平成[redacted]）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、飯田本町神幸祭や岩石城等の地域の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。

【美彦山地区再興整備方針策定事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
美彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、美彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「美彦山地区」は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮奉幣殿や銅鳥居等の周辺は第１種特別地域に指定され、豊かな自然の保全が図られているものの、歴史的環境を阻害している要素が見受けられる。

そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている環境の改善、美彦山体育館の解体・取り壊しと展望所の整備を図るとともに、スロープカー花駅（旧英彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「飯田本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして飯田公園が開園されたが、散策路の一部が未整備となっている。そのため、既存の散策路を再整備するとともに、未整備の散策路の整備を実施する。

また、文化財の周遊路として飯田町全体の一体感を創出せさるため、誘導サインや施設説明版のデザインの統一性を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成 29 年度～平成[redacted]）
町道英彦山線である英彦山神宮参道において、歴史的景観を乱している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地中化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

【眺望広場整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
現在活用されていない美彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、麓からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める展望所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。

【公共施設修景整備事業】（平成 29 年度～平成[redacted]）
スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行う。

旧

(P158)

【中村家住宅保存活用整備事業】（平成[redacted]～平成[redacted]）
町指定文化財である町所有の中村家住宅について、飯田本町神幸祭や岩石城等の地域の歴史や文化財等に関する情報発信を行う機能の導入とともに、トイレ等の便益施設を整備する。

【美彦山地区再興整備方針策定事業】（平成 27 年度～平成 28 年度）
美彦山門前町全体において、来訪者のニーズの把握や現有公共施設の利活用、各施設の周遊性の向上、参詣者や観光客の誘導等の総合的な検討を行い、美彦山門前町全体の観光や地域住民と来訪者等の交流を促すための施設整備の方針を策定する。

（4）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「美彦山地区」は、その大部分が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、重要文化財である英彦山神宮奉幣殿や銅鳥居等の周辺は第１種特別地域に指定され、豊かな自然の保全が図られているものの、歴史的環境を阻害している要素が見受けられる。

そのため、英彦山神宮参道においては、歴史的環境にそぐわない派手な色の消火設備や水道パイプが設置されている環境の改善、美彦山体育館の解体・取り壊しと展望所の整備を図るとともに、スロープカー花駅（旧英彦山小学校）の外観について、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域「飯田本町等区域」内は、岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして飯田公園が開園されたが、散策路の一部が未整備となっている。そのため、既存の散策路を再整備するとともに、未整備の散策路の整備を実施する。

また、文化財の周遊路として飯田町全体の一体感を創出せさるため、誘導サインや施設説明版のデザインの統一性を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

【英彦山神宮参道修景整備事業】（平成 29 年度～平成[redacted]）
町道英彦山線である英彦山神宮参道において、歴史的景観を乱している消火設備を、周囲の景観と調和させるための整備を行うとともに、水道パイプの地中化を行う。また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

【眺望広場整備事業】（平成 29 年度～平成 31 年度）
現在活用されていない美彦山体育館について、解体・取り壊しを行い、麓からの眺望景観の改善と英彦山からの眺望を望める展望所として、案内板やベンチを設置した広場や駐車場を整備する。

【公共施設修景整備事業】（平成 29 年度～平成[redacted]）
スロープカー花駅（旧英彦山小学校校舎）の外観について、周辺景観に配慮した修景整備を行う。

■新旧対照表

新	旧
(P159) 【添田公園整備事業】（平成[redacted]年度～平成[redacted]年度） 岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。 【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度） 町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等について、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。 （5）文化財の防災に関する具体的な計画 重点区域内に立地する重要文化財の中島家住宅は、老朽化によるき損の進行とともに、江戸時代の建物であることから、耐震性に課題がある。 そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補強の実施を検討する。 また、美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努める等、町全体の方針に従い取り組む。 【中島家住宅保存修理事業】（平成 27 年度～平成[redacted]年度） 重要文化財である町所有の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強の実施を検討する。 （6）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画 重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。 そのため、訪れる人々の周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、町民内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、添田町の歴史や文化財に係る授業を実施するなど、愛着を育むための取組みを推進する。 【添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業】（平成 27 年度） 岩石城とその城下町として整備された町割りにある中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、岩石城と添田本町、添田公園を一つの周遊路として捉え、ガイドブックと観光マップを作製する。 【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成 27 年度～平成 35 年度） 後世への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取組むため、テキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。 第5章　文化財の保存及び活用に関する事項 159	(P159) 【添田公園整備事業】（平成[redacted]年度～平成[redacted]年度） 岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した添田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行う。 【案内板等デザイン方針策定事業、案内板等整備事業】（平成 26 年度～平成 35 年度） 町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。また、老朽化した案内板等の取替えを実施するとともに、未設置である歴史的建造物等について、案内板等を設置する。併せて交通結節点等に総合案内板や誘導サイン等を設置する。 （5）文化財の防災に関する具体的な計画 重点区域内に立地する重要文化財の中島家住宅は、老朽化によるき損の進行とともに、江戸時代の建物であることから、耐震性に課題がある。 そのため、耐震診断を実施するとともに、その結果に基づき耐震補強の実施を検討する。 また、美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努める等、町全体の方針に従い取り組む。 【中島家住宅保存修理事業】（平成 27 年度～平成[redacted]年度） 重要文化財である町所有の中島家住宅について、耐震診断を実施し、その結果に基づく耐震補強の実施を検討する。 （6）文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画 重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。 そのため、訪れる人々の周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、町民内外の方への普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である児童・生徒に対し、添田町の歴史や文化財に係る授業を実施するなど、愛着を育むための取組みを推進する。 【添田本町・岩石山・添田公園周遊マップ作製事業】（平成 27 年度） 岩石城とその城下町として整備された町割りにある中島家住宅（重要文化財）と中村家住宅（町指定文化財）をはじめ、岩石城と添田本町、添田公園を一つの周遊路として捉え、ガイドブックと観光マップを作製する。 【児童・生徒に対する意識向上推進事業】（平成 27 年度～平成 35 年度） 後世への伝承者である児童・生徒に対し、町内の小・中学校と協力しながら、添田町の歴史や歴史文化遺産に関する授業に取組むため、テキストを作成するとともに、授業への学芸員等の派遣、文化財の現地見学等の本町の歴史文化への意識向上に資する取組みを実施する。 第5章　文化財の保存及び活用に関する事項 159

■新旧対照表

新

(P161)

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をした上で整備を行う。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

芙蓉山神宮門前町や振田本町をはじめ、重点区域内に点在する歴史的風致を構成する建造物が損なわれないよう、適切な維持管理とともに必要な修理を行う。また、これらの建造物を整備し、活用することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

【事業一覧】

1．芙蓉山神宮参道保存整備事業（平成 29 年度～平成[35 年度]）
2．中島家住宅保存活用計画策定事業（平成 26 年度）
3．中島家住宅保存修理事業（平成 27 年度～平成[35 年度]）
4．中島家住宅活用整備事業（平成 27 年度～平成[35 年度]）
5．中村家住宅保存活用整備事業（平成[31 年度]～平成[35 年度]）
6．芙蓉山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）
7．振田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

芙蓉山神宮門前町や振田本町をはじめ、重点区域内の歴史的環境や周囲の豊かな自然景観等が損なわれないよう、必要な事業を実施することで、環境の維持・形成を図る。

【事業一覧】

8．振田公園整備事業（平成[34 年度]～平成[35 年度]）
9．公共施設修景整備事業（平成 29 年度～平成[35 年度]）
10．眺望広場整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
11．芙蓉山神宮参道修景整備事業（平成 29 年度～平成[35 年度]）

旧

(P161)

第６章　歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

１．歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の整備は、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。事業の実施に際しては、施設やその周辺の歴史的背景を十分に調査するとともに周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をした上で整備を行う。また、整備を行った施設は、積極的な公開・活用を行い歴史的風致の維持向上を図る。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や関係課などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

芙蓉山神宮門前町や振田本町をはじめ、重点区域内に点在する歴史的風致を構成する建造物が損なわれないよう、適切な維持管理とともに必要な修理を行う。また、これらの建造物を整備し、活用することにより、歴史的風致の維持向上を図る。

【事業一覧】

1．芙蓉山神宮参道保存整備事業（平成 29 年度～平成[31 年度]）
2．中島家住宅保存活用計画策定事業（平成 26 年度）
3．中島家住宅保存修理事業（平成 27 年度～平成[31 年度]）
4．中島家住宅活用整備事業（平成 27 年度～平成[31 年度]）
5．中村家住宅保存活用整備事業（平成[28 年度]～平成[31 年度]）
6．芙蓉山区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）
7．振田本町等区域歴史的風致形成建造物修理事業（平成 28 年度～平成 35 年度）

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

芙蓉山神宮門前町や振田本町をはじめ、重点区域内の歴史的環境や周囲の豊かな自然景観等が損なわれないよう、必要な事業を実施することで、環境の維持・形成を図る。

【事業一覧】

8．振田公園整備事業（平成[31 年度]～平成[31 年度]）
9．公共施設修景整備事業（平成 29 年度～平成[31 年度]）
10．眺望広場整備事業（平成 29 年度～平成 31 年度）
11．芙蓉山神宮参道修景整備事業（平成 29 年度～平成[31 年度]）

■新旧対照表

新

(P164)

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No. 事業名	1．英彦山神宮参道保存整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮銅鳥居～英彦山神宮奉幣殿）

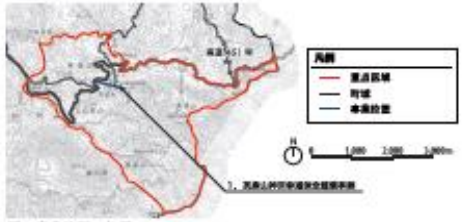

図　事業箇所の位置

事業概要	町道英彦山線である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建造物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす参道沿いのツツジ等の低木や宿坊跡の山林等の除却を行うとともに、石垣等を眺められる小広場の整備を行う。

山林等によりき損した石垣

き損した石塔

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、石段・石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が阻害されている。 本事業の実施により、工作物の保存が図られることで歴史的な景観が保たれ、来訪者が歴史的な景観を目にすることで添田町の歴史的風致に対する認識が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P164)

ア　歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

事業No. 事業名	1．英彦山神宮参道保存整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮銅鳥居～英彦山神宮奉幣殿）

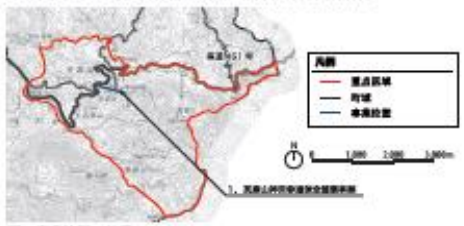

図　事業箇所の位置

事業概要	町道英彦山線である英彦山神宮参道について、石段や石垣、石塔等の工作物は、歴史的風致形成建造物に指定した上で保存整備を行う。また、これらの工作物の保存に影響を及ぼす参道沿いのツツジ等の低木や宿坊跡の山林等の除却を行うとともに、石垣等を眺められる小広場の整備を行う。

山林等によりき損した石垣

き損した石塔

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、石段・石垣等の工作物の損傷が進行し、歴史的風致が阻害されている。 本事業の実施により、工作物の保存が図られることで歴史的な景観が保たれ、来訪者が歴史的な景観を目にすることで添田町の歴史的風致に対する認識が高まり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P166)

事業No. 事業名	3．中島家住宅保存修理事業
整備主体	邑田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成33年度
事業位置	大字邑田 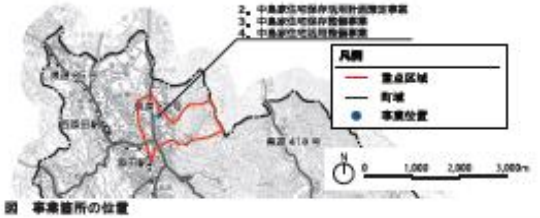 図　事業箇所の位置
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。 主屋の玄関口の様子 主屋の内部空間の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修理により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、計画的な保存修理が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P166)

事業No. 事業名	3．中島家住宅保存修理事業
整備主体	邑田町
支援事業名	町単独事業 ＊重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成31年度
事業位置	大字邑田 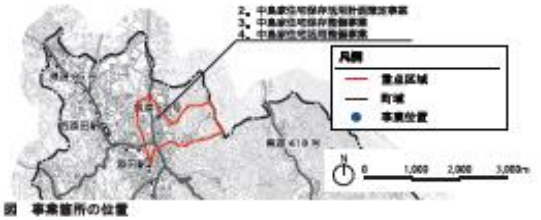 図　事業箇所の位置
事業概要	重要文化財に指定されている主屋の保存修理を実施する。また、耐震診断を実施の上、必要に応じて耐震補強を実施する。 主屋の玄関口の様子 主屋の内部空間の様子
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和58～60年の保存修理により適切に保存されているものの、経年劣化による損傷が進行しており、重要文化財としての価値を損ねている。 本事業の実施により、計画的な保存修理が行われ、日田道沿いの歴史的町並みが維持されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P167)

事業No. 事業名	4．中島家住宅活用整備事業
整備主体	飯田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成[33年度]
事業位置	大字飯田 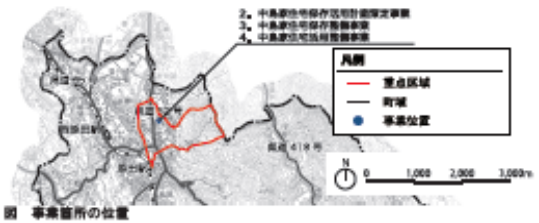 図　事業箇所の位置
事業概要	策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。 また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。 中島家住宅の活用イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和52年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P167)

事業No. 事業名	4．中島家住宅活用整備事業
整備主体	飯田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成[33年度]
事業位置	大字飯田 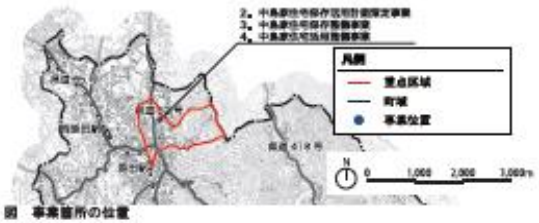 図　事業箇所の位置
事業概要	策定した保存活用計画に基づき、今後の公開活用に向けて、文化財に指定されていない蔵や庭園等の活用整備、駐車場等の便益施設の整備を実施する。 また、円滑な公開活用のために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。 中島家住宅の活用イメージ
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重要文化財である中島家住宅は、昭和52年1月に重要文化財に指定され、平成10年に空き家となり、平成25年度に町が取得したが、現在まで活用が図られていない。また、活用が図られていないため、日常的な維持管理が行き届かず損傷が進行している。増築部分は、平成10年からの空き家化により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P168)

事業No. 事業名	5．中村家住宅保存活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成31年度～平成35年度
事業位置	大字添田

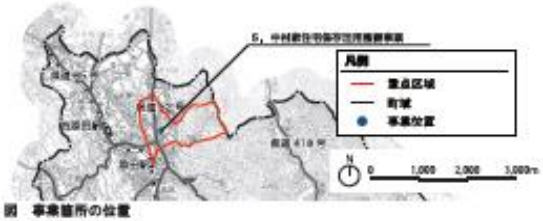

図　事業箇所の位置

事業概要	平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。 また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中村家住宅の活用イメージ

損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P168)

事業No. 事業名	5．中村家住宅保存活用整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成30年度～平成31年度
事業位置	大字添田

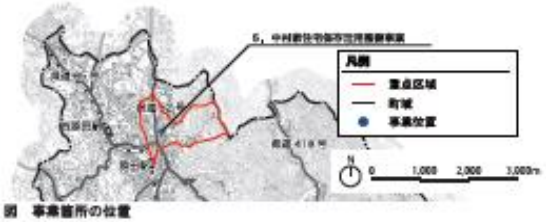

図　事業箇所の位置

事業概要	平成23年度に町が取得した町指定文化財である中村家住宅を、歴史的風致形成建造物に指定するとともに、保存修理や公開活用を図るための整備を実施する。 また、円滑な公開活用を図るために、施設説明板等の整備とパンフレットの作成も併せて行う。

中村家住宅の活用イメージ

損傷が進行している中村家住宅

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町指定文化財である中村家住宅は、平成14年から空き家となっており、平成23年に町が取得してからは換気や清掃を行っているものの、老朽化が著しく、雨漏り等により損傷が進行している。 本事業の実施により、計画的な保存活用整備が行われ、公開活用されることで日常的な維持管理も図られる。これにより、日田道沿いの歴史的町並みが維持されるとともに、来訪者の歴史的風致に対する認識が高められることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P171)

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業No. 事業名	8．源田公園整備事業
整備主体	源田町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成[redacted]～平成[redacted]
事業位置	大字源田

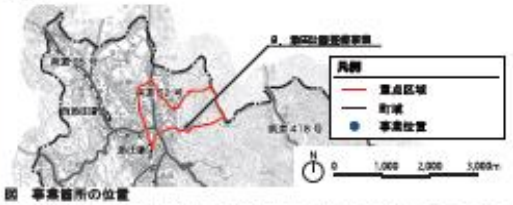

図　事業箇所の位置

事業概要	岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した源田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

源田公園

老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	源田公園は、岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美を活かして、昭和６年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が未整備となっている状況も影響し、来園者が減少している。 本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる源田公園の周遊性が向上し、来園者がより公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P171)

イ　歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

事業No. 事業名	8．源田公園整備事業
整備主体	源田町
支援事業名	町単独事業
事業期間	平成[redacted]～平成[redacted]
事業位置	大字源田

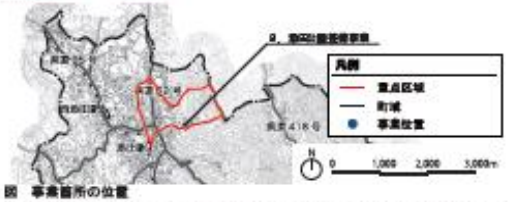

図　事業箇所の位置

事業概要	岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美しさを活かして開園した源田公園について、散策路の再整備とともに未整備となっている散策路の整備を行い、快適で安全な歩行空間を整備する。

源田公園

老朽化により路面が凸凹になった散策路

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	源田公園は、岩石城が立地していた岩石山麓の山谷林泉の美を活かして、昭和６年に開園された公園であるが、開園から時間が経ったことにより散策路が老朽化するとともに、散策路が未整備となっている状況も影響し、来園者が減少している。 本事業の実施により、快適で安全な散策路が整備され、歴史を感じ取れる源田公園の周遊性が向上し、来園者がより公園散策を楽しめるようになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P172)

事業No. 事業名	9．公共施設修景整備事業
整備主体	函館町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成[redacted]年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英泉山小学校） 図　事業箇所の位置
事業概要	スロープカー花駅（旧英泉山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。 スロープカー花駅
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅（旧英泉山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P172)

事業No. 事業名	9．公共施設修景整備事業
整備主体	函館町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成[redacted]年度
事業位置	スロープカー花駅（旧英泉山小学校） 図　事業箇所の位置
事業概要	スロープカー花駅（旧英泉山小学校校舎）について、周辺景観と調和した材料・色彩で覆う等の修景整備を行う。 スロープカー花駅
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	参道沿道にあるスロープカー花駅（旧英泉山小学校）は、特徴的なデザインであるため周囲の景観を阻害している。 本事業の実施により、スロープカー花駅の外観が周囲の景観と調和が図られることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P174)

事業No. 事業名	11. 英彦山神宮参道修景整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮銅鳥居～英彦山神宮奉幣殿）

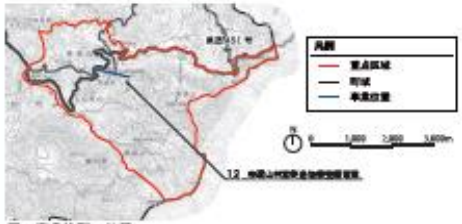

図　事業箇所の位置

事業概要	町道英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を阻害する水道パイプの地中化、歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消火設備に修景整備する。 また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

歴史的景観を阻害している水道パイプ

歴史的景観に調和していない色彩の消火設備

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、水道パイプ等の景観を阻害する要素があることで、歴史的風致が阻害されている。 本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P174)

事業No. 事業名	11. 英彦山神宮参道修景整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成29年度～平成31年度
事業位置	英彦山神宮参道（英彦山神宮銅鳥居～英彦山神宮奉幣殿）

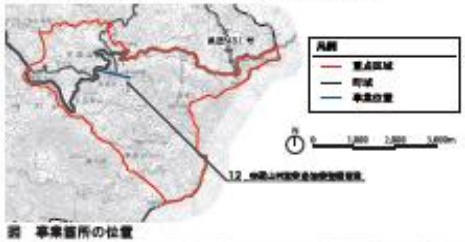

図　事業箇所の位置

事業概要	町道英彦山線である英彦山神宮参道について、歴史的景観を阻害する水道パイプの地中化、歴史的景観を尊重した色彩・デザインを用いた消火設備に修景整備する。 また、歴史的景観と調和したデザインの街灯へ順次取り換えを行う。

歴史的景観を阻害している水道パイプ

歴史的景観に調和していない色彩の消火設備

事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	英彦山神宮参道は、水道パイプ等の景観を阻害する要素があることで、歴史的風致が阻害されている。 本事業の実施により、景観阻害要素の改善が図られ、歴史的景観が保存されることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

■新旧対照表

新

(P176)

事業No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全域
事業概要	町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。 本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業・街なみ環境整備事業の効果促進事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成35年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資源に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資源も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。 本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。

旧

(P176)

事業No. 事業名	13. 案内板等デザイン方針策定事業
整備主体	添田町
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業の効果促進事業）
事業期間	平成26年度
事業位置	町全域
事業概要	町が新規設置するサインのデザインを統一し、周遊路としての一体感を創出するため、案内板等のデザイン方針を策定する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	町内に設置されている説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインについて、明確な指針がなく設置時期等の違いによりデザインが異なるため町としての一体感がなく、周囲の景観への配慮が欠けているため、歴史的な風情を阻害している。 本事業の実施により、今後設置される案内板や誘導サイン等のデザインが統一され、周遊路としての風情を醸し出すことで歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業No. 事業名	14. 案内板等整備事業
整備主体	添田町
支援事業名	町単独事業 ＊社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）の活用を検討
事業期間	平成27年度～平成35年度
事業位置	重点区域全域
事業概要	歴史的建造物等の資源に設置されている案内板や誘導サインのうち、経年劣化等によりその機能を発揮できていない物を除去するとともに、未設置の資源も含めてデザイン方針に基づいた案内板等を設置する。併せて、交通結節点等に総合案内板を設置する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的建造物等の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン等は、経年劣化によりその機能を発揮できていない場合が多く、必要な場所に未設置となっていることにより、歴史的建造物等の認知がなされていない。 本事業の実施により、説明板や誘導サイン等が設置され、町内外問わず多くの人々の認知が高まることで歴史的風致の維持向上に寄与する。